解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年一月二十二日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十四日

静岡県浜松市天竜区西藤平一四九一番地

社団法人上阿多古報徳社

代表清算人　大冨部睦夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十二月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十四日

広島県福山市駅家町大字服部永谷七一〇番地一　特定非営利活動法人ライフサポート

清算人　田上　賢一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年一月三十一日、佐賀県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十四日

佐賀県佐賀市神野東四丁目七番三号

佐賀県労働者住宅生活協同組合

代表清算人　鶴　敏治

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十四日

長崎県南島原市口之津町丙二一〇四番地

財団法人口之津海員協会

清算人　小野沢　勇

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年二月三日に解散し、清算事務を行っているから、当土地改良区に対して債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十四日

栃木県芳賀郡茂木町大字小貫二四六二

清算法人小貫土地改良区

代表清算人　秋山　整一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十四日

静岡県御殿場市新橋一一六七番地一号

特定非営利活動法人サムウェイ

清算人　榊原　衆生

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月二十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十四日

京都府福知山市字内記五一番地の二

特定非営利活動法人きずなの杜

代表清算人　山田さゆり

解散公告（第二回）

当厚生年金基金は平成二十四年二月一日厚生労働大臣の認可により解散したものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十四日

奈良県橿原市醍醐町一二二番地の一

マルコ厚生年金基金

清算人　竹之内宝雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月二十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十四日

札幌市中央区宮の森一条一五丁目四番三三―二〇六

特定非営利活動法人北海道生活支援センター

清算人　斉藤　悦子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年一月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十四日

秋田県由利本荘市岩城二古字川尻一四一番地

財団法人二古有隣会

代表清算人　今野　哲雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年一月二十一日社員が欠乏したことにより解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十四日

島根県江津市都野津町一九七一番地

医療法人國澤会

清算人　國澤　和枝

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年二月七日香川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月二十四日

香川県丸亀市飯山町下法軍寺五四九番地一

飯山町島田北地区土地区画整理組合

代表清算人　小嶋　良彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市大成町一丁目五番、最後の住所北海道苫小牧市柏木町二丁目一番一六号　被相続人　亡　都築　敏幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十四日

事務所北海道苫小牧市表町二丁目一番七号

王子不動産第一ビル四階大谷和広法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大谷　和広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県南秋田郡五城目町高崎字雀舘下川原八六番地七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　原田　三六

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十四日

秋田県秋田市山王六丁目一一番三号増田ビル一―B　佐々木俊幸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木俊幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県湯沢市前森四丁目五番地、最後の住所秋田県湯沢市表町四丁目六番二〇号　被相続人　亡　加納　卓也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十四日

秋田県湯沢市字祝田一四一番地一

相続財産管理人　大山幸太郎

第６期決算公告

平成24年2月24日

東京都港区西新橋一丁目１番15号

パシフィックスポーツアンドリゾーツ株式会社

代表取締役　田端　仁一

貸借対照表の要旨

（平成23年11月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,510	流動負債	33,992
固定資産	54	**負債合計**	**33,992**
		株主資本	△21,427
		資本金	100
		利益剰余金	△21,527
		その他利益剰余金	△21,527
		純資産合計	**△21,427**
資産合計	**12,565**	**負債・純資産合計**	**12,565**

損益計算書の要旨

（自　平成22年12月１日　至　平成23年11月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	184
売上総利益	184
販売費及び一般管理費	115
営業利益	69
営業外収益	816
営業外費用	1,172
経常損失	285
特別損失	3,337
税引前当期純損失	3,623
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	3,623